

新旧対照表

《 Apple Pay モバイルペイメント規定 (JCB ブランド会員様用) 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第 16 条 (用語の定義)</p> <p>1. 本契約は、第 3 条第 1 項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日 (以下「契約成立日」という。) <u>に成立し、契約成立日の 5 年後の応当日の属する月の末日 (以下「契約満了日」という。)</u> に終了 します。</p> <p>2. 前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず、当社は契約 満了日前 であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。</p>	<p>第 16 条 (用語の定義)</p> <p>1. 本契約 <u>の有効期間 (以下「本契約期間」という。)</u> は、第 3 条第 1 項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日 <u>からその 5 年後の応当日の属する月の末日 (以下「契約満了日」という。)</u> <u>までと</u> します。 <u>ただし、当社が利用者に対して、契約満了日までに通知しない限り、本契約期間は契約満了日から 5 年間更新され、以後も同様と</u> します。</p> <p>2. 前項にかかわらず、利用者は、<u>本契約期間中であっても</u>、本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず、当社は、<u>本契約期間中</u> であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。</p>	<p>【修正】 契約期間の更新</p>